平成２４年（フ）第３５５号
埼玉県富士見市大字鶴馬3354番地　シャルマンコーポ富士見207、前住所埼玉県富士見市大字鶴馬2606番地２　スカイハイツ長根404
債務者　赤澤　恭一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５６号
埼玉県入間市上小谷田１丁目３番　１―308号
債務者　内田　千鶴
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１５号
神奈川県小田原市本町４丁目５番25号
債務者　青山　祐治
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５号
岐阜県瑞浪市一色町６丁目40番地、住民票上の住所岐阜県瑞浪市一色町６丁目15番地
債務者　橋本　好子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１９６号
沖縄県那覇市小禄２丁目９番地８　友利方
債務者　川畑　　博
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３号
北海道歌志内市字文珠158番地104
債務者　水木　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
北海道赤平市平岸曙町１丁目19番地
債務者　葛西　麻弥
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
北海道室蘭市港北町３丁目６番５号
債務者　袴田　　諭
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目40番29号　パンシオン伊勢原№.１―103号
債務者　市山由香利
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５６号
神奈川県平塚市根坂間371番地の８
債務者　藤田　克美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６８号
神奈川県平塚市東真土４丁目２番５―103号　エクレールＫ
債務者　増田三喜男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６９号
神奈川県平塚市東真土４丁目２番５―103号　エクレールＫ
債務者　増田　　梢（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２７７号
神奈川県平塚市久領堤４番17号　リバーサイドハイツ２―102
債務者　青柳さやか
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８９号
神奈川県足柄上郡大井町金子1462番地　貸家７号室
債務者　吉成　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８５号
新潟市北区早通南５丁目２番21―52号
債務者　前田　舞花
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９３号
新潟市中央区沼垂東４丁目11番10号　ドミールＫ201号
債務者　大澤　三男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１７号
新潟市東区中山４丁目14番10号
債務者　滝村有佳理
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
新潟地方裁判所民事部